（株式会社・特例有限会社の公告文）

解散公告

　当社は、令和●●年●●月●●●日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

　令和●●年●●月●●●日

　　東京都港区虎ノ門●丁目●番●号

日本県官報販売所株式会社

代表清算人　日本　太郎

解散公告

茶字は掲載日になります。

※掲載例中、緑色で記載した箇所は「お客様が任意で必要な項目」を掲載することになります。

※会社法では左記の条文があるので、清算人の肩書は「代表清算人」とするのが一般的になります。（必須ではありません）

**第四百八十三条**

清算人は、清算株式会社を代表する。ただし、他に代表清算人（清算株式会社を代表する清算人をいう。以下同じ。）その他清算株式会社を代表する者を定めた場合はこの限りでない。

（合同会社の公告文）

解散公告

当社は、令和●●年●●月●●●日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

　令和●●年●●月●●●日

　　東京都港区虎ノ門●丁目●番●号

日本県官報販売所合同会社

代表清算人　日本　太郎

解散公告

※掲載例中、緑色で記載した箇所は「お客様が任意で必要な項目」を掲載することになります。

※会社法では左記の条文があるので、清算人の肩書は「代表清算人」とするのが一般的になります。（必須ではありません）

**第四百八十三条**

清算人は、清算株式会社を代表する。ただし、他に代表清算人（清算株式会社を代表する清算人をいう。以下同じ。）その他清算株式会社を代表する者を定めた場合はこの限りでない。

（株式会社・有限会社・合同会社）

解散公告

当社は、令和●●●年●●月●●●日存続期間の満了により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

　令和●●年●●月●●●日

　　東京都港区虎ノ門●丁目●番●号

日本県官報販売所株式会社

代表清算人　日本　太郎

※存続期間の満了による解散

（合資会社・合名会社の公告文）

任意清算公告

　当社は、令和二年十一月三十日をもって解散し、●●●●●●●●●●●●●●●●●、本公告掲載の翌日より一箇月以内にお申し出ください。

　令和●●年●●月●●●日

　　東京都港区虎ノ門●丁目●番●号

日本県官報販売所合資会社

代表社員　日本　太郎

会社法第六百七十条　第二項

　清算持分会社は、解散の日（第六百六十九条第二項に規定する場合にあっては、当該財産の処分の方法を定めた日）から二週間以内に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

ただし、第二号の期間は、一箇月を下ることができない。

第一号　第六百六十八条第一項の財産の処分の方法に従い清算をする旨

第二号　債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

●●●●●●●●●●●●●●●●●の例

　会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は